平成２７年（フ）第７１号
奈良市法蓮町399番地の９　第２グリーンコーポ尾崎201号
債務者　百武眞由美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
奈良県橿原市一町52番地の２
債務者　上東　誠治
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
奈良県橿原市内膳町３丁目８番２号、前住所奈良県橿原市十市町665番地の２　キャスティール橿原パートⅢ101号
債務者　森島　巧馬
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
奈良県大和高田市蔵之宮町２番３号　久富ハイツ
債務者　朝倉　由美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市国府町麻生382番地１
債務者　北邑　玲子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
山口県下関市清末五毛１丁目５番13号
債務者　岡田　信恵
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５号
高知県安芸郡安田町大字東島2763番地
債務者　中島　敏惠
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第６号
高知県安芸郡安田町大字東島2763番地
債務者　中島　伸剛
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第７号
高知県安芸郡安田町大字東島2763番地
債務者　中島　三賀
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
高知県安芸郡田野町2474番地
債務者　小林　艶子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
福岡県筑後市大字熊野71番地14
債務者　酒井　愛美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第６８号
宮崎市堀川町46番地11
債務者　中村　里奈
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　市55―３―85
債務者　竹脇　由美
1　決定年月日時　平成27年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第５９号
兵庫県明石市鳥羽1457番地の２　梓ハウス１Ｆ
債務者　森井　幸美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
愛知県半田市緑ケ丘13丁目４番地の１
債務者　小野伊佐郎
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
名古屋市中村区靖国町２丁目31番地の２
債務者　山下　達代
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１７号
名古屋市守山区幸心４丁目805番地　コーポアムール101号
債務者　福本　良雄
法定代理人成年後見人　福本　良宣
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４４号
愛知県春日井市春日井町字七ツ割57番地
債務者　鈴木直美こと　金　直美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部